

23文科生119号  
平成23年5月24日

各都道府県・市町村教育委員会 教育長  
各 国 公 私 立 大 学 長 殿  
各 公 私 立 短 期 大 学 長  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長

文部科学省生涯学習政策局長  
板 東 久美子

(印影印刷)

文部科学省高等教育局長  
磯 田 文 雄

(印影印刷)

### 大学等及び社会教育における消費者教育の推進について

「消費者基本計画」(平成22年3月30日閣議決定)等において、学校、家庭、地域、職域その他の様々な「場」において、消費者教育の充実が求められており、文部科学省では、平成22年度より「消費者教育推進事業」を実施し、消費者基本計画の達成に向け、各種取組を行っております。

文部科学省では、「消費者教育推進委員会」を設置し、消費者教育の在り方等について検討を進めてまいりましたが、本年3月、当委員会において「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」が取りまとめられました。また、調査に御協力いただいた「消費者教育に関する取組状況調査」についても調査結果がまとまりました。

については、各教育委員会並びに、大学、短期大学、及び高等専門学校におかれましては、本指針及び調査報告書を参考として、今後各学校や社会教育における消費者教育の推進が一層図られるようよろしくお願いいたします。

本件担当：文部科学省生涯学習政策局  
男女共同参画学習課 消費者教育推進係  
電話：03-5253-4111 (内3462)